

在宅レスパイト事業の利用について

日頃より、練馬区の障害者福祉施策にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、練馬区では、下記のとおり「練馬区重症心身障害児（者）等在宅レスパイトおよび当該家族の就労等支援事業」を実施しています。お手数をおかけいたしますが、事業内容をご確認いただき、患者様に当事業の利用の適否をお伝えください。また、利用にあたり留意すべき事項がございましたら、合わせて訪問看護事業所宛「訪問看護指示書」にご記載いただきますようお願いいたします。

1 練馬区重症心身障害児（者）等在宅レスパイトおよび当該家族の就労等支援事業

(1) 目的

自宅に訪問看護事業所から看護師・准看護師を派遣し、家族が日頃行っている医療的ケアや療育上の世話を一定時間代わって行うことにより、在宅で生活する重症心身障害児（者）等を支える家族等の介護負担を軽減および当該家族の就労等を支援することで、重症心身障害児（者）等の健康の保持とその家族の福祉の向上を図る。

(2) 利用者

つぎの全ての要件を満たす方が対象となります。

① 練馬区内に住所を有する方

② アカイのどちらかに該当する方

ア 18歳に達するまでに愛の手帳1度または2度程度の知的障害および身体障害者手帳1級または2級程度の身体障害（自ら歩くことができない程度の肢体不自由に限る。）を有するに至った方

イ 日常生活を営むために※医療的ケアを要する状態にある18歳未満の方

※ 医療的ケアの内容、頻度によって定められた基準がありますので、ご確認ください。

③ 家族等による在宅介護を受けて生活している方

④ 訪問看護により医療的ケアを受けている方

⑤ 現在利用している訪問看護事業所が当事業について区と契約をしていること。

※ 愛の手帳を取得していない場合は、大島分類1～4に該当するかのご判断をお願いします。なお、大島分類1～4に該当する場合は、訪問看護事業所宛「訪問看護指示書」にその旨をご記載くださいますようお願いいたします。

(3) 内容

医療的ケアや療育上の世話（食事介助、排泄介助、体位交換等）を行います。

調理、洗濯等の家事援助や入浴、外出を伴う介護は対象となりません。

① 1回につき2時間～4時間まで（30分単位）

② 利用者1人につき1年度の間に144時間を上限とする

③ 利用者の世帯収入に応じた自己負担あり

※ 安全を確保するため、現在患者様に訪問看護を行っている訪問看護事業所が、練馬区と委託契約を結び、利用者の申請によりサービスを提供します。

※ サービス利用中、家族は外出等により不在となることがあります。

ご不明な点などございましたら、下記担当までご連絡くださいますようお願いいたします。

<担当> 練馬区福祉部障害者サービス調整担当課障害者給付係
(電話) 03-5984-1021 (Fax) 03-5984-1215